

議案第40号

市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について

市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月13日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和55年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第1項中「定める者」の次に「（第13条の2第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第12条第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、前項」を「前2項」に改める。

第13条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第13条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立

に資する制度又は措置(以下この項及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(同条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第13条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 令和7年4月1日以後において改正後の第12条第2項及び第5項の規定による時間外勤務の制限に関する制度を利用するため、同条第2項の規定による請求(3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するためにするものに限る。)をしようとする職員は、同日前においても、同項及び同条第5項の規定の例により、当該請求をすることができる。

理 由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正を踏まえ、時間外勤務の制限を受けることができる職員の範囲を拡大するとともに、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する措置を講ずる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。